

## 彦根市都市公園

### 指 定 管 理 者 募 集 要 項

#### [16 協 定 書]

- ・荒神山公園
- ・庄堺公園（ばら園、はなしょうぶ園、ハーブ園）

令和7年7月

彦根市都市政策部都市計画課

目 次

第1条	信義誠実の義務および指定管理者の責務	1
第2条	管理施設	1
第3条	指定の期間	1
第4条	業務等	1
第5条	指定管理料	2
第6条	利用料金	2
第7条	リスク分担	3
第8条	甲による備品等の貸与	3
第9条	乙による備品等の購入等	3
第10条	報告書の提出	3
第11条	業務報告の聴取等	4
第12条	文書の保存等	4
第13条	指定の取消し	4
第14条	秘密等の保持	4
第15条	情報公開、法令の遵守等	5
第16条	損害の賠償	5
第17条	自主事業	5
第18条	原状回復義務	5
第19条	指定管理以外の施設の使用	5
第20条	連絡や協力の体制	6
第21条	協定の改定	6
第22条	疑義の解釈	6
[個人情報取扱特記事項]		
第1条から第8条		7
第9条から第12条		8
[委託禁止対象者取扱特記事項]		
第1条		9
第2条		10
[指定避難場所に関する特記事項]		
第1条から第8条		11

第9条・・ 12

[リスク分担表]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙

## 協 定 書

彦根市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間に、彦根市都市公園（以下「公園」という。）の管理運営業務について、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務および指定管理者の責務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令および条例その他の関係例規等を遵守し、公園が円滑に運営されるようにしなければならない。

3 乙は、利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設または利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

4 乙は、管理運営業務の継続が困難になった場合またはそのおそれが生じた場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（管理施設）

第2条 乙が管理する公園施設は下記のとおりである。

荒神山公園、庄堺公園「ばら園、はなしょうぶ園、ハーブ園」

各公園の詳細については別紙各公園平面図を参照のこと。

（指定の期間）

第3条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（業務等）

第4条 乙は、公園の指定管理者として彦根市公園条例（昭和54年彦根市条例第21号。以下、「条例」という。）に定める次の業務を行う。

ただし、詳細については甲が定める別紙仕様書による。

- (1) 公園（荒神山公園に限る。）の利用許可に関すること。
- (2) 公園の維持管理に関すること。
- (3) 有料公園施設に係る利用料金の収受、減免および還付に関すること。
- (4) 市長が必要と認める業務に関すること。

2 乙は、管理業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

ただし、管理業務の主要部分でない業務について、あらかじめ甲に承諾を得た場合は、この限りでない。

3 乙が前項ただし書の規定による甲の承諾を得ようとする場合、別紙の特記事項に示す委託禁止対象者に委託し、または請け負わせることを禁止する。

この場合、乙は委託禁止対象者を排除するための必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、別紙管理業務仕様書において、乙が管理する施設および物品等を明示する。

5 指定管理者が施設において使用する印鑑の印影については、甲の承諾を得ること。

(指定管理料)

第5条 甲は、前条に規定する業務の経費（以下「指定管理料」という。）の額として、〇〇円（うち消費税及び地方消費税額を含む）を乙に支払うものとする。

また、別途利用料金についても指定管理者の収入とする。

2 前項に規定する指定管理料は年度毎に分割し支払うものとし、支払い方法等は、次の表のとおりとする。

年 度	支 払 額	支払時期、支払方法など
令和8年度	円	年度毎、4期に分けて支払う。 なお、必要に応じて前金払いができるものとする。 (請求書が提出された日の翌日から起算して30日以内)
令和9年度	円	
令和10年度	円	
令和11年度	円	

3 乙は、前項の支払いに際して、市の指定する請求書を提出するものとする。甲は当該請求書を受領後速やかに、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

4 指定管理料の支払額、支払時期または支払方法を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、変更することができる。

(利用料金)

第6条 乙は、条例第22条の規定により施設の管理運営において利用料金制を採用する。

2 利用料金は、条例別表第3を限度とする。

3 利用料金については、市が直接管理運営を行う場合と同様に減免を行うこととする。

4 条例第23条に規定する利用料金の減免の場合の特別な理由については、規則の規定を準用する。

5 乙は利用料金を定める場合、事前に甲と協議のうえ、甲の承認を受けなければならない。

6 利用料金に係る協議の方法は、次のとおりとする。

(1) 指定通知後すみやかに打ち合わせを開催する。

(2) 細部については、随時調整を図る。

7 利用料金は条例の別表第3に掲げる額とし、乙は指定期間の開始と同時に条例第21条第3項の承認を得るものとする。

8 利用料金のうち、指定期間の最終事業年度中に乙が収受した前納金（次年度の施設利用にかかる予約金）についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 乙は、前納金を次期の指定管理者に引継ぐものとする。

(2) 乙は、前納金収受台帳等の必要書類を指定期間中、常に備え付けるものとし、引継ぎに際して、次期の指定管理者にこれを提示もしくは写しの交付を行うものとする。

(3) 乙は、当該引継ぎの発生の有無に関わらず、施設利用の予約に関する広報宣伝活動等に対して誠意を持って行うものとする。

(4) 上記のほか、引継ぎのための協定を乙と次期指定管理者の間において締結するものとする。  
(リスク分担)

第7条 管理運営業務に関する甲乙のリスク分担については、別紙のリスク分担表のとおりとする。

2 前項で定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙両方で協議のうえ、リスク分担を決定する。

この場合において、両者は協力して事態の收拾に当たらなければならない。

(甲による備品等の貸与)

第8条 甲は、別冊「備品管理台帳」に示す備品等を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

4 乙は、故意または過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能および価値を有するものを購入または調達しなければならない。

5 この協定の終了時の当該備品等の取扱いは、すべて甲に返納するものとする。

(乙による備品等の購入等)

第9条 乙は、自己の費用により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

2 前項の備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

3 この協定の終了時の当該備品等の取扱いは、原則として乙が自己の責任と費用において撤去、撤収するものとする。ただし、甲乙協議において両者が合意した場合、乙は、甲または次期指定管理者に対して引き継ぐことができる。

(報告書の提出)

第10条 乙は、年度終了後2月以内の甲の指定する期日までに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内にその当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 公園の管理業務の実施状況および利用状況
- (2) 公園の管理に係る経費の収支状況
- (3) 利用に係る料金の収入実績
- (4) その他市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第11条 甲は、公園の管理運営の適正を期するため、乙に対し、その管理の業務および経理の状況に関し定期的に、もしくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができる。

2 前項の規定に基づき、乙は甲の指定する毎月終了後10日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 公園の管理業務の実施状況および利用状況
- (2) 自主事業、市委託事業等実施した事業の内容と実績
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 指定管理者は公園の適正な維持管理と活性化を図るため、年4回以上の運営会議の開催を行うこと。

(文書の保存等)

第12条 乙は指定管理者として作成する文書(電子データ含む。以下「文書等」という。)については、関係法令および条例その他の関係例規等を遵守し、適正に作成および保存しなければならない。

2 乙は、文書等の作成および保存について必要があるときは、彦根市事務処理規程に準拠するよう努めるものとする。

3 乙は、施設の管理を終了するときは、文書等を次期の指定管理者または市に速やかに引き継がなければならない。

4 乙は甲から文書等について提出または提示を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(指定の取消し)

第13条 甲は、乙が前条の指示または監督に従わないときその他管理の業務を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において乙に損害が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において甲に損害が生じた場合には、乙はその賠償の責を負わなければならない。

(秘密等の保持)

第14条 乙は、業務執行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

指定の期間が終了し、または指定を取り消された後も、同様とする。

2 乙は、この協定による事務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別紙の個人情報取扱特記事項を守らなければならない。指定の期間が終了し、または指定を取り消された後

においても同様とする。

- 3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において甲に損害が生じた場合には、乙はその賠償の責を負わなければならない。

(情報公開、法令の遵守等)

第15条 公園の管理においては、彦根市情報公開条例（平成14年彦根市条例第56号）および彦根市行政手続条例（平成8年彦根市条例第25号）の規定の適用があるため、乙は同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 乙は、公園の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(損害の賠償)

第16条 乙は、条例に定める業務の執行に関し、善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、条例に定める業務の執行に関し、善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより、第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

(自主事業)

第17条 乙は、荒神山公園、庄堺公園の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施しようとする場合は、実施計画書を作成し、甲に届け出ること。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

- 3 自主事業の実施による収入がある場合は、これを乙の収入とする。

- 4 乙は、自主事業を積極的に実施することとし、市民サービスの向上を図るものとする。

(原状回復義務)

第18条 乙は、その指定の期間が終了したとき、またはその指定を取り消され、もしくは期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設または設備を速やかに原状に回復しなければならない。

ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理以外の施設の使用)

第19条 乙は、甲が別紙管理業務仕様書に明示した以外の公園の施設および物品等を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、利用者等から公園の目的外使用申請があった場合、あらかじめ甲が示す方法で甲へ取り次ぐものとする。

- 3 前2項により取り次ぎを行う場合、条例別表第1(2)(備考を含む)に該当するものについては、市の収入とする。

(連絡や協力の体制)

第20条 乙は、施設内の災害発生時・事故発生時等の甲への連絡等非常時の体制を整備し、甲に届け出なければならない。

2 乙は、甲が災害時に緊急消防隊の応援を受ける場合において、荒神山公園を緊急消防援助隊受援計画に基づく野営場所として提供しなければならない。

3 乙は、甲が実施する利用者の意見等の聴取に協力しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、乙は公園の管理に係る市長の権限に属する事項に関して、利用者等から申立等があった場合、あらかじめ甲が示す方法で甲に取り次ぐものとする。

(協定の改定)

第21条 施設の管理運営に関し、特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(疑義の解釈)

第22条 この協定に定めのない事項または疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町4番2号  
彦根市  
彦根市長 田島 一成 印

乙 ○○○ 印

(別紙)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、同法の規定に基づき個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

この協定が終了し、または解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失および損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用および提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、または甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、または乙自らが収集もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、または協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の取消し等および損害賠償)

第12条 甲は、乙が前各条の規定に違反していると認めたときは、乙に対する指定を取り消し、または期間を定めて管理運営業務の全部もしくは一部の停止を命じ、および乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

(別紙)

## 委託禁止対象者取扱特記事項

(対象者)

第1条 協定書第4条第3項に規定する委託禁止対象者は、次の項目に該当する団体または個人とする。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により彦根市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 彦根市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
- オ 彦根市および彦根市以外において、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある者
- カ 会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- ク 暴力団、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体
- ケ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体
- コ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
- サ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
- シ 彦根市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
- ス 国税および地方税を滞納している者
- セ 上記のほか、違法行為など、施設に関する業務を行わせることが、社会通念上著しく不適

当と判断される団体または個人

(必要な措置)

第2条 乙は、委託もしくは請負をさせようとする相手方から誓約書や同意書を徴するなど、委託禁止対象者を排除するために必要な措置を講じるものとする。

(別紙)

## 指定避難場所に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、彦根市内に地震、風水害、大火災等の災害が発生した場合には彦根市地域防災計画に基づき甲に対して協力をを行い、災害救援対応を円滑に遂行しなければならない。

(避難所の開設)

第2条 甲は、災害の状況に応じて、市民を避難させる必要が生じた場合は、乙に対して避難施設の開設について連絡するものとする。この場合において、乙は、当該施設を避難施設として開設するものとする。住民の判断による自主的な避難が行われた場合も、同様とする。

(市職員の派遣)

第3条 甲は、避難施設の開設を連絡したときは、必要に応じ担当市職員を派遣し、施設管理者とともに避難施設の管理運営に当たらせるものとする。

(避難収容時の対応)

第4条 乙は、彦根市地域防災計画に定めるもののほか、必要に応じて避難場所機能の維持および人心の安定に努めるものとする。

(避難施設の閉設)

第5条 甲は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったときは、避難施設の閉設を決定し、乙に連絡するものとする。

(避難施設の周知)

第6条 甲は、避難施設の指定に関し、乙が管理する施設が避難施設であることを広く市民に周知するものとする。

(避難施設看板の設置)

第7条 甲は、避難施設に指定した乙の管理する施設の入口付近に、市民が安全かつ速やかに避難することを目的とした避難施設看板を設置するものとし、乙は、当該看板設置、修繕等に関し、甲に協力するものとする。

(施設維持管理責任者の報告)

第8条 乙は、施設の維持管理責任者を甲に速やかに報告するものとする。施設の維持管理責任者を変更した場合も同様とする。

(その他)

第9条 この特記事項に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。